

- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が870点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。
- ① 3か月以上の雇用関係にある「公益社団法人 日本推進技術協会」に登録された推進工事技士を配置し得ること（推進工事技士、監理技術者及び現場代理人の兼務は可とする。）。
- ② 技術者として推進工法の施工実績（公共及び元請で平成23年度以降のものに限る。）を有し、3か月以上の雇用関係にある専任の監理技術者を配置し得ること。
- ③ 会社として推進工法の施工実績（公共及び元請で平成28年度以降のものに限る。）を有すること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (12) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参加業者でないこと。
- 3 入札参加資格の確認
- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 資格確認資料として添付する書類
- 資格確認資料は、次のものとする。
- ① 以下のいずれかの書類
- a) 配置予定推進工事技士調書
- b) 配置予定監理技術者調書1
- c) 施工実績調書
- ② 配置予定監理技術者調書2
- （配置予定推進工事技士が配置予定監理技術者を兼務する場合及び上記の配置予定監理技術者調書1を提出する場合は不要）
- ③ 配置予定現場代理人調書
- （配置予定推進工事技士及び配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）
- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
- ① 入手方法
- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
  - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
- ② 配布期間
- 令和3年7月30日 午前9時から  
令和3年8月5日 午後2時まで
- ③ その他
- 確認申請書等作成説明会は、実施しない。
- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
  - なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
  - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。
- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先
- 郵便番号 611-8501  
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課
- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間
- 令和3年7月30日 午前9時から  
令和3年8月5日 午後2時まで
- (3) 入札参加資格の確認通知
- 確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。
- ① 審査結果は、令和3年8月17日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書の配布
- (1) 入手方法
- 入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- (2) 配布期間
- 令和3年7月30日 午前9時から  
令和3年9月1日 午後2時まで
- 6 設計図書類に関する質疑回答
- (1) 提出方法
- 設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるもの

は受け付けない。）。

## (2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

## (3) 質疑の受付期間

令和3年7月30日 午前9時から

令和3年8月18日 正午まで

## (4) 回答

回答については、令和3年8月24日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

## 7 入札期間及び開札の日時

## (1) 入札期間

令和3年8月31日 午前9時から午後6時まで

令和3年9月1日 午前9時から午後2時まで

## (2) 開札日時

令和3年9月2日 午前9時

## 8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

## 9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 11 予定価格

予定価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

## 12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ $\alpha$ 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ $\alpha$ 値）については公表しない。

## 13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

## 15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

## 16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

## 17 支払条件

## (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

## (2) 部分払

部分払は、行わない。

## 18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

## 19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

## 宇治市公告第39号

宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町その1）に係る条件付一般競争入札について

宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町その1）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和3年7月30日

宇治市長 松村 淳子

## 1 入札に付する事項

(1) 工事名 宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町その1）

(2) 工事場所 宇治市明星町1丁目地内ほか

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長 L=330.6m

管更生工  $\phi$ 250 L=73.0m

	φ 300	L = 108.9m
	φ 350	L = 21.8m
管布設工	φ 200	L = 84.8m
	φ 300	L = 42.1m
取付管工		N = 179箇所
汚水樹工		N = 93箇所
人孔工（鉄蓋交換）		N = 44箇所
付帯工		一式

(4) 工 種 土木一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和4年3月18日まで 191日間

(6) その他 「宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町その1）」及び「宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町その2）」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 以下のいずれかの条件を満たすこと。

- ① 「公益財団法人 日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を取得している下水道管渠更生工法に関するいずれかの講習を受講し、その講習修了証又は認定証を有する監理技術者を配置し得ること。
- ② 管渠更生工事の施工管理に関する次のア～ウのいずれかの資格を有する監理技術者を配置し得ること。
  - ア 下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）
  - イ 下水道管路管理専門技士 修繕・改築部門（公益社団法人 日本下水道

管路管理業協会）

- ウ 下水道管きよ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）
- ③ 技術者として管更生工事施工実績（過去10年以内、1スパン連続20m以上、口径φ200mm以上及び元請のものに限る。）を有する監理技術者を配置し得ること。
- ④ 会社として管更生工事施工実績（過去10年以内、1スパン連続20m以上、口径φ200mm以上及び元請のものに限る。）を有すること。
- (9) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
  - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (12) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 以下のいずれかの書類
  - a) 配置予定監理技術者調書1
  - b) 配置予定監理技術者調書2
  - c) 配置予定監理技術者調書3
  - d) 施工実績調書
- ② 配置予定監理技術者調書4  
 （上記の「配置予定監理技術者調書1」、「配置予定監理技術者調書2」又は「配置予定監理技術者調書3」を提出する場合は不要）
- ③ 配置予定現場代理人調書  
 （配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法
  - ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
  - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
- ② 配布期間
  - 令和3年7月30日 午前9時から
  - 令和3年8月5日 午後2時まで
- ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和3年7月30日 午前9時から

令和3年8月5日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和3年8月17日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和3年7月30日 午前9時から

令和3年9月1日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和3年7月30日 午前9時から

令和3年8月18日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和3年8月24日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和3年8月31日 午前9時から午後6時まで

令和3年9月1日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和3年9月2日 午前10時20分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、61,776,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、49,741,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子

入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
  - (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
  - (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
  - (4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
  - (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。
- なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課  
 郵便番号 611-8501  
 所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地  
 電話番号 0774-20-8716  
 FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第40号

宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町その2）に係る条件付一般競争入札について

宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町その2）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和3年7月30日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町その2）
- (2) 工事場所 宇治市明星町二丁目地内ほか
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
 

工事延長	L=444.0m
管更生工	φ250 L=378.4m
管布設工	φ200 L=65.6m
取付管工	N=239箇所
汚水樹工	N=118箇所
人孔工（欵蓋交換）	N=51箇所
付帯工	一式
- (4) 工 種 土木一式工事
- (5) 工事期間 契約日から令和4年3月18日まで 191日間
- (6) そ の 他 「宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町その1）」及び「宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町その2）」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
    - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
    - (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
    - (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
    - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
    - (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
    - (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
    - (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における土木一式の総合評価値（P）が800点以上であること。
      - なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。
    - (8) 以下のいずれかの条件を満たすこと。
      - ① 「公益財団法人 日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を取得している下水道管渠更生工法に関するいずれかの講習を受講し、その講習修了証又は認定証を有する監理技術者を配置し得ること。
      - ② 管渠更生工事の施工管理に関する次のア～ウのいずれかの資格を有する監理技術者を配置し得ること。
        - ア 下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）
        - イ 下水道管路管理専門技士 修繕・改築部門（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）
        - ウ 下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）
      - ③ 技術者として管更生工事施工実績（過去10年以内、1スパン連続20m以上、口径φ200mm以上及び元請のものに限る。）を有する監理技術者を配置し得ること。
      - ④ 会社として管更生工事施工実績（過去10年以内、1スパン連続20m以上、口径φ200mm以上及び元請のものに限る。）を有すること。
  - (9) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
  - (10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
    - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
    - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
    - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。